

令和8年3月定例会

提出予定議案の概要
(予算を除く)

八代市

<u>開会日提出予定議案</u> 1
事件議案 9 件 1
条例議案 17 件 3
 <u>議案以外の諸報告</u> 1 件 8

開会日提出予定議案

事件議案（9件）

議案第18号 専決処分の報告及びその承認について

令和7年度八代市一般会計補正予算（第12号）を専決処分したもの

議案第19号 八代市総合計画基本構想（八代未来づくりビジョン）の策定について

（企画政策課）

本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想（令和8年度～令和11年度）を策定するに当たり、八代市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1号の規定により議会の議決を求めるもの

議案第20号 八代市過疎地域持続的発展計画の策定について

（地域政策課）

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎地域持続的発展計画（令和8年度～令和12年度）を策定することについて、同法第8条第1項の規定により議会の議決を求めるもの

議案第21号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

（地域政策課）

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく7辺地（深水辺地、木々子辺地、辻辺地、責・川原谷辺地、小川内辺地、釧迦院辺地、樅木辺地）に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（令和8年度～令和12年度）を策定することについて、同法第3条第1項の規定により議会の議決を求めるもの

議案第22号 契約の締結について

（観光振興課）

予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約の締結について、八代市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの

工事名 道の駅坂本新築工事（建築）

工事場所 八代市坂本町荒瀬1239番地1外

相手方 藤永組・豊岡組建設工事共同企業体

契約金額 491,700,000円

議案第23号 契約の変更について

（農地整備課）

変更後の契約金額が1億5,000万円以上の工事請負契約の締結について、八代市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの

工事名 八代南部排水機場2号ポンプ設備復旧工事

工事場所 八代市日奈久新開町

相手方 株式会社西島製作所 九州支店

契約金額（変更前） 138,160,000円

契約金額（変更後） 334,642,000円

議案第24号 財産の取得の変更について

(学校教育課)

議会の議決を経た財産の取得について、取得価格に変更が生じたため、八代市有財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの

取 得 財 産 中学校教師用教科書、指導書及びデジタル教科書

相 手 方 合名会社庄野学生堂

合名会社庄野学生堂 八代店

取得価格（変更前） 57,183,716円

取得価格（変更後） 52,256,984円

議案第25号 市道路線の廃止について

(土木課)

市道路線の廃止について、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるもの

※廃止する全ての市道路線について、議案第26号において再度認定を行う。

(1) 竜西幹4号線

竜西幹4号線を国道3号に接続するための整備を行うに当たり、本路線を一旦廃止する。 別紙位置図1

(2) 竜西東西12号線、竜西南北15号線、扇ノ江2号線

千丁町西牟田から国道3号（川田町）に至る東西アクセス道路について、幹線道路として必要な整備を行うに当たり、これらの路線を一旦廃止する。 別紙位置図2

議案第26号 市道路線の認定について

(土木課)

議案第25号で一旦廃止した市道路線の再認定等について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるもの

(1) 竜西幹4号線(再認定)

別紙位置図3

(2) 竜西東西12号線、竜西南北15号線、扇ノ江2号線（再認定）

別紙位置図4

(3) 竜西東西21号線（新規認定）

別紙位置図4

※廃止及び認定を行う路線（議案第25号及び議案第26号関係）

路線名	区分	廃止する路線	認定する路線
竜西幹 4号線	起点	岡町中854番地先	岡町中651番1地先
	終点	岡町中84番1地先	千丁町太牟田97番地先
竜西東西 12号線	起点	川田町東1029番1地先	川田町東308番地先
	終点	川田町東1650番2地先	千丁町吉王丸1026番1地先
竜西南北 15号線	起点	中片町775番地先	中片町775番地先
	終点	川田町西1916番地先	千丁町吉王丸974番地先
扇ノ江 2号線	起点	千丁町南吉王丸字井出ノ本1062番地先	千丁町吉王丸1062番2地先
	終点	千丁町南吉王丸字扇ノ江1018番地先	千丁町吉王丸1060番3地先
竜西東西 21号線 (新設)	起点	—	川田町東1253番1地先
	終点	—	川田町東285番地先

条例議案（17件）

議案第27号 八代市一般職の職員の給与に関する条例及び八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について (人事課)

人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の通勤手当に係る規定について所要の改正を行うもの（令和8年4月1日施行）

（1）通勤距離に応じた通勤手当の額の規則への委任

通勤距離に応じた通勤手当の支給月額を規則で定めることとするため、当該規定を削除する。

（2）駐車場等の利用に係る手当の新設

自動車等を使用し通勤手当の対象となる職員で、駐車場等を利用する者に対し、月額5,000円を超えない範囲内で駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額を支給する。

議案第28号 八代市営駐車場条例の一部改正について

(危機管理課)

有料駐車場としての利用を休止している八代市営中央駐車場の供用を廃止するに当たり、当該公の施設の名称、位置、使用料等に係る規定を削除する改正を行うもの（令和8年4月1日施行）

議案第29号 八代市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について (危機管理課)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員及び消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）に対する損害補償に係る補償基礎額を引き上げ、また、扶養親族のある非常勤消防団員等における同基礎額への加算額を改定するに当たり、所要の改正を行うもの（令和8年4月1日施行）

（1）非常勤消防団員に対する損害補償に係る補償基礎額の引き上げ

階級	勤務年数					
	10年未満		10年以上 20年未満		20年以上	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
団長及び副団長	12,900円	13,340円	13,700円	14,170円	14,500円	15,000円
分団長及び副分団長	11,300円	11,670円	12,100円	12,500円	12,900円	13,340円
部長、班長及び団員	9,700円	10,000円	10,500円	10,840円	11,300円	11,670円

（2）消防作業従事者等に対する損害補償に係る補償基礎額の引き上げ

最低額 9,700円 → 10,000円

最高額 14,500円 → 15,000円

(3) 扶養に係る補償基礎額の加算額（日額）の改定

改正前	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
改正後	廃止	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号
区分	配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
改正前	100円	383円		217円		
改正後	廃止	433円		217円		

議案第30号 八代市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正について (デジタル推進課)

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正に伴い、本市の条例等においてフロッピーディスク等の記録媒体を提出することとされている申請等（※1）及び処分通知等（※2）についてオンラインで行うことを可能とするため、所要の改正を行うもの（公布の日施行）

※1 申請等・申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関に対して行われる通知

※2 処分通知等・処分の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関が行う通知

議案第31号 ふるさと八代元気づくり応援基金条例の一部改正について (財政課)

八代市総合計画基本構想として策定する八代未来づくりビジョン及び第2期地域再生計画の策定に合わせ、条例中に規定する事業の区分について、次に掲げる改正を行うもの（令和8年4月1日施行）

(1) 個人の方からのふるさと納税による寄附金を充当する事業

改正前	改正後
(1)誰もがいきいきと暮らせるまちづくり事業 (2)郷土を担い学びあう人を育むまちづくり事業 (3)安全・安心・快適に暮らせるまちづくり事業 (4)地域資源を活かし発展するまちづくり事業 (5)人と自然が調和するまちづくり事業 (6)その他市長が特に認めるまちづくり事業	(1)市民から見える、市民の声を聞く信頼されるまちづくり事業 (2)地の利、人の利を活かしたまちづくり事業 (3)市民格を高める文化薫るまちづくり事業 (4)災害からの復旧・復興まちづくり事業 (5)産み育て学べてよかったまちづくり事業 (6)元気な暮らしと持続可能なまちづくり事業 (7)危機に即応できる安全なまちづくり事業 (8)その他市長が特に認めるまちづくり事業

(2) 企業版ふるさと納税による寄附金を充当する事業

改正前：八代市まち・ひと・しごと創生推進計画に定める地域再生を図るために行う事業

改正後：第2期八代市まち・ひと・しごと創生推進計画に定める地域再生を図るために行う事業

議案第32号 八代市営住宅設置管理条例の一部改正について

(住宅課)

次に掲げる改正を行うもの（公布の日施行）

- (1) 「沖町団地」、「植柳上町第2団地」及び「海士江町道上団地」の解体に伴い、市営住宅の名称及び位置を定める別表からこれらの団地を削除する。
- (2) 「海士江町団地」、「井揚町団地」、「高島団地」、「藤本団地」及び「郷開団地」について、地籍調査等による地番の変更に伴い、位置の表記を変更する。

議案第33号 八代市公共下水道事業（八代処理区・八代東部処理区）区域外流入受益者分担金条例の一部改正について

(下水道総務課)

区域外流入（※）を行う受益者に賦課する費用について、八代市全域で統一した取扱いとするため、所要の改正を行うもの（令和8年4月1日施行）

※区域外流入・・公共下水道の事業計画区域外から下水道に接続し、生活排水を処理すること。

- (1) 題名の改正

改正前：八代市公共下水道事業（八代処理区・八代東部処理区）区域外流入受益者分担金条例

改正後：八代市公共下水道事業区域外流入受益者分担金条例

- (2) 鏡処理区及び千丁処理区において区域外流入を行う受益者へ賦課する費用の取扱いの改正

処理区	改正前	改正後
・八代処理区 ・八代東部処理区	区域外流入に係る分担金 【根拠】本条例	区域外流入に係る分担金 【根拠】本条例
・鏡処理区 ・千丁処理区	区域内の受益者と同様の取扱い 【根拠】受益者負担金（分担金）に 係る条例	区域外流入に係る分担金 【根拠】本条例

議案第34号 八代市千丁健康温泉センター条例の廃止について

(健康福祉政策課)

八代市千丁健康温泉センターの供用を廃止するに当たり、当該公の施設の設置及び管理に関する条例を廃止するもの（令和8年7月1日施行）

※附則において、八代市暴力団排除条例から当該公の施設を削除する改正を行う。

議案第35号 八代市老人憩いの家条例の一部改正について

(健康福祉政策課)

八代市五家荘憩いの家の供用を廃止するに当たり、当該公の施設の名称、位置及び使用料に係る規定を削除する改正を行うもの（令和8年4月1日施行）

議案第36号 八代市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について

(障がい者支援課)

手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が推進する施策を定めることにより、全ての市民が障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重し合いながら安心して暮らせる共生社会の実現に寄与することを目的として、所要の条例を制定するもの（令和8年4月1日施行）

議案第37号 八代市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

(こども未来課)

子ども・子育て支援法に基づく乳児等通園支援事業(※)の令和8年度からの実施に向け、事業者が給付を受けるための要件となる運営に関する基準について「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(内閣府令)」に準じ、所要の条例を制定するもの(令和8年4月1日施行)

※乳児等通園支援事業・・保護者の就労要件等を問わず、生後6ヶ月から満3歳未満の未就園児が、保育所等を月一定時間まで利用できる制度(通称「こども誰でも通園制度」)

(主な制定内容)

- (1) 利用定員のこと
- (2) 運営規程のこと
- (3) 職員の勤務体制の確保等のこと 等

議案第38号 八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

(こども未来課)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等(内閣府令)の一部改正に伴い、当該基準等を参照して定めることとされている関係条例について、所要の改正を行うもの(公布の日施行 (4)のみ令和8年4月1日施行)

(一部改正する条例)

- (1) 八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- (3) 八代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 八代市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(主な改正内容)

- (1) 地域限定保育士制度(※)が一般制度化されたことに伴う規定の整備
※地域限定保育士制度・・登録した都道府県等においてのみ保育士として業務を行うことができ、登録後3年経過し一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことが可能な資格制度
- (2) 特例保育(※1)を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業(※2)を行う場合には、当該事業に係る設備(居室の面積等)及び職員(職員配置)の基準を適用しないこととする。
※1 特例保育・・離島その他の人口が少ない地域において、保育所を利用するための保育の必要性の認定の規定によらず、柔軟に保育所を利用できるようにした特例制度による保育
※2 一般型乳児等通園支援事業・・認可定員とは別に本事業の定員を設け、在園児の保育室又は専用室において実施する乳児等通園支援事業(議案第37号※参照)

議案第39号 八代市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について

(国保ねんきん課)

八代市国民健康保険財政調整基金の処分に係る規定について、現行の国民健康保険制度との整合を図るため、所要の改正を行うもの(公布の日施行)

議案第40号 八代市国民健康保険税条例の一部改正について (国保ねんきん課)

国民健康保険税の基礎課税額の世帯別平等割額の引き下げに当たり、所要の改正を行うもの（令和8年4月1日施行）

(改正内容)

(1) 基礎課税額の世帯別平等割額

区分	改正前	改正後
特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	22,000円	20,000円
特定世帯	11,000円	10,000円
特定継続世帯	16,500円	15,000円

(2) 基礎課税額の世帯別平等割額から減額する額

7割軽減世帯

区分	改正前	改正後
特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	15,400円	14,000円
特定世帯	7,700円	7,000円
特定継続世帯	11,550円	10,500円

5割軽減世帯

区分	改正前	改正後
特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	11,000円	10,000円
特定世帯	5,500円	5,000円
特定継続世帯	8,250円	7,500円

2割軽減世帯

区分	改正前	改正後
特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	4,400円	4,000円
特定世帯	2,200円	2,000円
特定継続世帯	3,300円	3,000円

議案第41号 八代市立博物館未来の森ミュージアム条例の一部改正について

(博物館)

優れた芸術や郷土の歴史に触れる機会を高校生に対して広く提供するため、観覧料の無料対象を中学生以下から高校生以下に拡大するに当たり、所要の改正を行うもの（令和8年4月1日施行）

議案第42号 八代市企業振興促進条例及び八代市企業立地促進に関する固定資産税の課税免除を定める条例の一部改正について (商工政策課)

本市の企業誘致競争力を高めるとともに、地域経済の活性化及び雇用の創出に関する施策を推進するため、所要の改正を行うもの（令和8年4月1日施行）

(主な改正内容)

(1) 対象業種に「植物工場」(※)を追加

※植物工場・施設内で植物の生育環境を制御して栽培を行う施設園芸のうち、環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御と生育予測を行うことにより、野菜等の植物の周年・計画生産が可能な栽培施設

(2) 重点産業分野（食品製造（植物工場を含む。）、半導体製造、運輸業）の設定

(3) 補助メニューの見直し等

補助項目	改正前	改正後
固定資産税の減免	操業開始後1～3年：100% 操業開始後4～5年：50%	廃止
固定資産税の課税免除	【地域経済牽引事業計画承認を受けた場合】 ※課税免除1～5年：100%	【地域経済牽引事業計画承認を受けた場合】※課税免除1～3年：100%
事業所等建設補助金	(投資額1億円以上) 10名未満：投下固定資産額×1% 10名以上：投下固定資産額×2% 40名以上：投下固定資産額×3% (投資額20億円以上) 100名以上：投下固定資産額×5%	(投資額1億円以上) 増設・移設：投下固定資産額×5% 新設（重点以外）：投下固定資産額×8% 新設（重点分野）：投下固定資産額×10% ※投下固定資産額は土地取得額を除く
用地取得等補助金	土地取得額×30%	増設・移設・新設：土地取得額×30% 新設（重点分野）：土地取得額×50% ※移設の場合は、増加面積分
雇用奨励金	正社員：50万円/人 非正規：30万円/人 ※2か年で交付	正社員：100万円/人 非正規：30万円/人 ※1か年で交付
上限	(投資額1億円未満) 上限5千万円 (投資額1億円以上) 増加市民雇用数10名未満：1億円 増加市民雇用数10名以上：2億円 増加市民雇用数40名以上：3億円 (投資額20億円以上) 増加市民雇用数100名以上：6億円	(增加市民雇用数20人以上) 投資額30億円以上：上限2億円 投資額50億円以上：上限3億円 投資額100億円以上：上限4億円 投資額200億円以上：上限6億円 投資額300億円以上：上限8億円 投資額400億円以上：上限10億円 (上記に該当しない) 上限1億円

議案第43号 八代市手数料条例の一部改正について

(農業委員会事務局)

農地転用許可標識板の交付手数料を無料とするに当たり、当該手数料に係る規定を削除するもの（令和8年4月1日施行）

【議案以外の諸報告】

報告第1号 専決処分報告書